

平成 23 年度大気環境基準監視調査
(県行政検査)

大気環境科

大気汚染防止法第 22 条に基づいて、県内の 6 市 1 町(四国中央市,新居浜市,西条市,今治市,松山市,松前町,大洲市)に計 29 箇所の大気汚染常時監視局を設置し、環境濃度の測定を実施している。このうち、東予地域 3 市に設置している 19 測定局については、

テレメーターシステムにより、毎時、常時監視を実施している。また、松山市については、大気汚染防止法に基づく政令市に指定されていることから、同市がテレメーターにより、毎時、常時監視を実施しており、そのデータは県のテレメーターシステムにも接続されており、併せて、常時監視を実施している。測定項目のうち、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素及び一酸化炭素については、環境基準が定められている。

平成 23 年度は、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質以外はすべて基準に適合していた。

大気汚染常時監視調査

| | |
|-------|---|
| 対象地点 | 29箇所 |
| 測定日数 | 通年 |
| 測定項目 | 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、一酸化窒素、二酸化窒素、総炭化水素、メタン、非メタン炭化水素、風向、風速、気象 |
| 測定項目数 | 179項目 |

平成 23 年度有害大気汚染物質調査
(県行政検査)

大気環境科

環境基準設定物質であるベンゼン、トリクロロエチレ

ン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質及び優先取組物質であるクロロホルム等 16 物質について、新居浜市及び宇和島市において毎月 1 回調査を実施している。

平成 23 年度は、環境基準が設定されている 4 物質については、いずれも基準値以下であった。

有害大気汚染物質調査

| | |
|------|---|
| 対象地点 | 2地点 |
| 調査日数 | 1回/月 |
| 分析項目 | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、1,3-ブタジエン、塩化メチル、トルエン、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、ニッケル化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン 計20物質 |
| 分析件数 | 480件 |